

## 暴力団排除に関する特約

（趣旨）

- 1 発注者及び受注者は、本件工事請負契約（以下「この契約」という。）を締結するに当たり、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）第7条及び尼崎市公営企業局事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成30年4月1日実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

（契約からの暴力団等の排除）

- 2 受注者は、暴力団（条例第2条第4号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第5号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）と下請契約及び資材又は原材料の購入契約その他発注者と締結したこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結してはならない（既に暴力団等との間で下請契約等を締結している場合にあつては、当該下請契約等を解除しなければならない）。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする下請契約等を締結する場合においては、この特約に準じた規定を当該下請契約等に定めなければならない。
- 4 受注者は、下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときは、発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から工事等の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、発注者に報告し、所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。下請契約等の受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合も、同様とする。

（役員等に関する情報提供）

- 6 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、それらの役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
- 7 発注者は、受注者から提供された情報を警察署長に提供することができる。
- 8 発注者は、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聴くことができる。

（警察署長から得た情報の利用）

- 9 発注者は、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（本市の議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。以下同じ。）に提供することができる。

（発注者の解除権）

- 10 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、尼崎市工事請負契約約款の規定を準用する。
- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が暴力団等であることが判明したとき。
- (2) 受注者が下請契約等を締結するに当たり、その相手方が暴力団等であると知りながら、その契約を締結したと認められるとき。
- (3) 受注者が、請負等業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、受注者に対し、当該第三者との間で契約を締結しないこと（既に当該第三者との間で契約を締結している場合にあつては、当該契約を解除すること）を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、受注者が正当な理由なく当該契約の条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

（解除に伴う措置）

- 11 前項の規定による解除に伴い、受注者又は下請契約等の相手方その他関係者に損害が生じた場合であっても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 12 受注者がこの契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べることができない。

（誓約書の提出等）

- 1 3 受注者は、この契約の契約金額（単価契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額）が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
  - (2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者としめないこと。
  - (3) 受注者は、下請契約等（受注者がこの契約の履行に伴い締結する下請契約等を一次下請契約等として、以下、下請契約等が数次にわたるときは、そのすべての下請契約等を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等と下請契約等を締結しないよう指導し、二次以下の下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該下請契約等の発注者に対しその者を当該下請契約等から排除するよう要請すること。
  - (4) 受注者が前3号のほか、この契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
  - (5) 受注者は、下請契約の受注者から、この誓約書に準じた発注者に対する誓約書を各下請契約の締結後直ちに提出させ（一次下請契約の受注者が二次下請契約を締結した際は、二次下請契約の受注者に対し発注者あての誓約書を提出させ、三次以下すべての下請契約についても同じ。）て保管し、当該誓約書を工事請負契約書の規定による工事が完成した旨の通知をする時まで発注者へ提出すること。ただし、各下請契約の契約金額（同一の者と複数の下請契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円以下の場合には、この限りでない。
  - (6) 受注者は、下請契約の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約の受注者がこれに応じないときは、その旨を発注者に報告すること。
  - (7) 発注者が、第5号により下請契約の受注者から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちにこれを提出すること。
  - (8) 発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、それらの役員等の名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
  - (9) 発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、受注者から提供された情報を警察署長に提供し、警察署長の意見を聴くことに承諾すること。
  - (10) 発注者が、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために、利用し、又は他の実施機関に提供することに承諾すること。
  - (11) 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、発注者に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
  - (12) 受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告するよう指導すること。
  - (13) 受注者は、下請契約等の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、発注者に報告し、警察署長に届け出て、当該下請契約等の受注者とともに捜査上必要な協力をすること。
- 1 4 受注者は、下請契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該下請契約の受注者に誓約書を提出させ、工事請負契約書の規定による工事が完成した旨の通知をするときまでに当該誓約書（第3項の規定によりこの特約に準じて下請契約に定めた規定により提出させた誓約書を含む。）を発注者に提出しなければならない。
- 1 5 受注者は、下請契約の受注者が前項の誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求めるものとし、下請契約の受注者が応じないときは、その旨を発注者に報告しなければならない。
- 1 6 受注者は、第14項の規定により誓約書を提出する必要がない場合であっても、発注者がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。
- （受注者からの協力要請）
- 1 7 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び警察署長に協力を求めることができる。